

平成 30 年度 全国乳児福祉協議会 事業報告

【重点方針】

1. 乳児院における養育の質の向上と支援の充実

- ・ 養育・支援の専門性、権利擁護意識の向上のための研修
- ・ 処遇改善等に向けた取り組み

2. 乳児院のさらなる機能強化に向けた検討・発信と都道府県推進計画等への対応

- ・ 乳幼児の総合支援センターをめざすための機能強化に向けた検討と発信
- ・ 都道府県推進計画等の検討状況の注視と必要な対応

【総括】

平成 30 年度は「乳児院における養育の質の向上と支援の充実」「乳児院のさらなる機能強化に向けた検討・発信と都道府県推進計画等への対応」を重点として、各種事業に取り組んだ。

厚労省が平成 30 年 7 月に発出した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、乳児院に対して、ケアニーズの高い子どもの養育の高機能化や、地域における家庭養育の支援に向けた多機能化が求められた。全乳協ではかねてから、研修会等を通じて乳児院職員の養育・支援の質の向上に取り組んでおり、今年度もこうした情勢を踏まえた多岐にわたるプログラムを取り上げ、専門性の強化を図った。

また、職員の確保・定着にあたり重要となる処遇改善や関係予算の充実に向けては、調査結果等をもとに乳児院をめぐる実態に基づく要望や意見交換を厚労省に対して行った。令和元(2019)年度国家予算においては、小規模グループケアに対する職員の加配や+1%の処遇改善など一定の改善がみられたが、乳児院を必要とする子どもと家族のニーズに基づく訴えが、決して十分とはいえないものの成果を生んだと考えている。

そうしたなかで、乳児院施設長による入所児童への虐待事案が発生してしまった。子どもの生命と人権を守る責務のある乳児院において虐待や不適切なかわりはあってはならないことであり、権利擁護意識の向上のための取り組みの一層の強化を図る所存である。

策定要領の発出を受けて、各都道府県における推進計画見直しの議論を見据え、平成 30 年 8 月には全国の協議員に全乳協の考え方等をまとめた対応資料を示して、計画策定の動きへの対応を働きかけた。また、児童福祉法の抜本改正から今般の都道府県計画見直しまでの情勢の大きな変化を踏まえ、これからの乳児院に求められる機能等の具体化を図るべく「乳児院の今後のあり方検討委員会」を新設、検討を開始した。新たな都道府県推進計画の 2019 年度末までの策定に向けて、乳児院が社会から求められる役割を果たせるよう、引き続き必要な取り組みを展開していく。

【事業内容】

《諸会議の開催》

※（ ）内は開催回数

1. 協議員総会（1回）

第1回 平成30年5月16日（水）

- ・ 平成29年度事業報告（案）について
- ・ 平成29年度決算について
- ・ 平成30年度事業計画（案）について
- ・ 平成30年度予算（案）について
- ・ 常任協議員の補充選出について

2. 常任協議員会（3回）

第1回 平成30年4月27日（金）

- ・ 平成29年度全乳協事業報告（案）・決算について
- ・ 平成30年度全乳協事業計画（案）・予算（案）について
- ・ 協議員総会（平成30年度）の進め方について
- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 平成31年度全乳協国家予算要望書（案）について
- ・ 都道府県推進計画見直しへの対応について
- ・ 毎日新聞からの取材依頼への対応について

第2回 平成30年11月5日（月）（文書審議）

- ・ 「乳児院の今後のあり方検討委員会」（仮称）の実施について

第3回 平成31年2月14日（木）

- ・ 平成30年度全乳協事業進捗状況・決算見込について
- ・ 平成31（2019）年度全乳協事業計画（案）・予算（案）について
- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 令和2（2020）年度全乳協国家予算要望について

3. 拡大正副会長会議（5回）

第1回 平成30年4月26日（木）

- ・ 常任協議員会・ブロック協議会会長会議（平成30年度第1回）の進め方について
- ・ 平成29年度全乳協事業報告（案）・決算について

- ・ 平成 30 年度全乳協事業計画（案）・予算（案）について
- ・ 協議員総会（平成 30 年度）の進め方について
- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 平成 31 年度全乳協国家予算要望書（案）について
- ・ 都道府県推進計画見直しへの対応について
- ・ 毎日新聞からの取材依頼への対応について

厚労省・家庭福祉課との意見交換 平成 30 年 7 月 17 日（火）

- ・ 都道府県社会的養育推進計画の策定要領について

第 2 回 平成 30 年 8 月 22 日（水）

- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 国家予算要望について

厚労省・家庭福祉課との意見交換 平成 31 年 1 月 11 日（金）

- ・ 平成 31 年度家庭福祉対策関係予算案の概要について

第 3 回 平成 31 年 2 月 14 日（木）

- ・ 常任協議員会・ブロック協議会会長会議（平成 30 年度第 3 回）の進め方について
- ・ 平成 30 年度全乳協事業進捗状況・決算見込について
- ・ 平成 31（2019）年度全乳協事業計画（案）・予算（案）について
- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 令和 2（2020）年度全乳協国家予算要望について

4. ブロック協議会会長会議（常任協議員会と合同開催、2 回）

第 1 回 平成 30 年 4 月 27 日（金）

- ・ 平成 29 年度ブロック活動助成金使途報告について
- ・ 各ブロックにおける今後の活動予定や共有すべき課題等について

第 2 回 平成 31 年 2 月 14 日（木）

- ・ 各ブロックにおける今後の活動予定や共有すべき課題等について

5. 監査会（1 回）

第 1 回 平成 30 年 5 月 8 日（火）

- ・ 平成 29 年度全国乳児福祉協議会事業報告（案）について

- ・ 平成 29 年度全国乳児福祉協議会決算について
- ・ 平成 30 年度協議員総会における監事監査報告について

6. 総務委員会（4回）

第1回 平成30年4月16日（月）

- ・ 平成30年度全乳協事業計画（案）・予算（案）について
- ・ 第68回（平成30年度）全国乳児院協議会（三重県津市）について
- ・ 全乳協20年小史 元会長のインタビューについて
- ・ 個人からの寄付の申し出への対応について

第2回 平成30年6月19日（火）

- ・ 第44回資生堂児童福祉海外研修 団員の推薦について
- ・ 第68回（平成30年度）全国乳児院協議会（三重県津市）について
- ・ 乳児院における防犯対策リスクマネジメントの推進について
- ・ 全乳協20年小史 今後の進め方について
- ・ 積立資産の管理の見直し（協議員総会における監事指摘事項）について

第3回 平成30年11月14日（水）

- ・ 「全乳協20年小史」の構成等について
- ・ 災害見舞金の支弁について
- ・ 消費税率改定への対応について

第4回 平成31年2月6日（水）

- ・ 平成30年度全乳協事業進捗状況・決算見込について
- ・ 平成31（2019）年度全乳協事業計画（案）・予算（案）について
- ・ 第69回（2019年度）全国乳児院協議会（京都府京都市）について

7. 制度対策研究委員会（3回）

第1回 平成30年4月19日（木）

- ・ 平成30年度制度対策研究委員会事業について
- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 平成31年度全乳協国家予算要望書（案）について
- ・ 都道府県推進計画見直しへの対応について
- ・ 平成28年度全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査について

第2回 平成30年6月14日（木）

- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 都道府県社会的養育推進計画策定への対応について
- ・ 平成29年度全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査の実施について
- ・ 乳児院のパンフレット「赤ちゃんいのち輝いて」の改訂について

第3回 平成31年1月11日（金）

- ・ 平成29年度全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査報告書について
- ・ 乳児院をめぐる直近の情勢と対応について
- ・ 令和2（2020）年度全乳協国家予算要望について
- ・ 平成31（2019）年度制度対策研究委員会事業について

8. 広報・研修委員会（3回）

第1回 平成30年6月28日（木）

- ・ 平成30年度広報・研修委員会事業について
- ・ 第62回（平成30年度）全国乳児院研修会（山梨県甲府市）の運営等について
- ・ 機関誌『乳児保育』No.188の企画について
- ・ 第7回（平成30年度）乳児院上級職員セミナーの企画について
- ・ 全乳協ホームページのリニューアルについて

第2回 平成30年10月29日（月）

- ・ 第7回（平成30年度）乳児院上級職員セミナーの役割分担等について
- ・ 機関誌『乳児保育』No.189（平成31年3月発行予定）の企画について
- ・ 全乳協ホームページのリニューアルについて

第3回 平成30年12月27日（木）

- ・ 「研修小冊子活用教材」の更新について
- ・ 第63回（2019年度）全国乳児院研修会（沖縄県那覇市）の企画について
- ・ 平成31年度広報・研修委員会事業について
- ・ 『乳児保育』No.189（平成31年3月発行予定）について
- ・ 全乳協ホームページのリニューアルについて

9. 乳児院の今後のあり方検討委員会（4回）

第1回 平成30年12月18日（火）

- ・ 委員長および副委員長の選任について

- ・ この間の乳児院をめぐる情勢への全乳協の対応について
- ・ 乳児院の今後のあり方について
- ・ 本委員会のスケジュールについて

第2回 平成31年1月28日（月）

- ・ 乳児院の機能について

第3回 平成31年2月26日（火）

- ・ 乳児院の機能について

第4回 平成31年3月25日（月）

- ・ 乳児院の機能に関する議論の整理（とりまとめの方向性）について
- ・ 乳児院の今後のあり方イメージ図（新たな「乳児院の将来ビジョンフロー」）について
- ・ 乳児院におけるケアの対象とされる「ケアニーズの高い」乳幼児について

《総務活動》

1. 乳児院における養育の質の向上と支援の充実に向けた振り返り

(1) 権利擁護意識の向上にむけた取り組みの強化

- 総務委員会において、平成 28 年度全国乳児院入所状況実態調査の結果を共有し、権利擁護にかかる課題をより詳しく抽出するため、調査内容の見直しなどを検討した。
- 平成 31 年 3 月、鹿児島県が鹿児島乳児院における入所児童に対する施設長の行為を被措置児童等虐待認定したことを受け、全国の乳児院に向け、子どもの権利擁護の徹底を促す文書および関連資料を発出した。

(2) 養育・支援の振り返り体制等の強化（自己評価、第三者評価事業の活用による養育・支援の質の向上）

全乳協主催研修会等において、資料集に「乳児院 倫理綱領」、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を掲載し、意識づけと周知に努めた。

2. 全乳協 20 年小史の発行に向けた準備

- 特集企画とするため、平成 30 年 5 月に内藤順敬元会長のインタビューを行った。
- 小史編纂は、作業部会を新たに設けず、総務委員会で対応することとし、構成を検討した。

3. 組織活動と連絡調整

(1) 組織事業の活性化と財源確保に関する方策の検討等

総務委員会において、令和元（2019）年 10 月の消費税率改定への対応や、事業進捗状況・決算見込を踏まえた来年度事業計画・予算について検討した。

(2) 運営内規、諸規則の管理

- 「災害見舞金規則」に基づき、平成 30 年 12 月、台風 24 号による被害にかかる見舞金として 2 施設に対し計 200,000 円を支弁した。
- その他、運営内規、諸規則に基づき協議会運営を行った。

(3) ブロック協議会活動への助成、情報提供等協力

- 「ブロック協議会助成金規則」に基づき、平成 30 年 7 月、6 ブロックに対し計 1,637,000 円を助成した。
- ブロック協議会会長会議等により、各ブロック協議会との情報共有を図った。

(4) 乳児院における人材確保への取り組みの検討等

平成 30 年 5 月、『乳児院の仕事 PR DVD 笑顔で働く理由』を一般社団法人全国保育士養成協議会および一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会員校に提供して、実習や就職活動を行う学生等に幅広く周知した。

(5) 寄贈・寄付の調整・受け入れ等、企業等による社会貢献活動に対する協力

- 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団実施の資生堂児童福祉海外研修への参加（例年継続）
- コンビ株式会社からのベビー用品寄贈受け入れは、先方の要請を受け、今年度対象施設を数グループに分け、各グループ窓口施設にグループ分の寄贈品がまとめて発送される方法で計 44 施設に実施した。なお、本寄贈は今年度で終了となる。
- 日本ベビーフード協議会より寄贈受け入れ（ベビーフード／例年継続）

(6) 乳児院への各種助成事業への対応

株式会社ジェイ・ストームの寄付による「幼い子どものゆたかな育ち応援助成」（七五三のお祝い助成）に協力し、96 施設に計 10,260,000 円を助成し、342 名の乳児院入所児を支援した。

(7) 全乳協要覧の作成、配布

平成 30 年 8 月に会員施設および厚労省等関係機関に配布した。

(8) 全社協・退所児童等支援事業への参画

全社協・全国退所児童等支援事業連絡会に役員を派遣し、平成 31 年 2 月開催の「平成 30 年度退所児童等支援事業全国セミナー」の運営など事業の執行にかかる協力を行った。

(9) 乳児院における防犯対策リスクマネジメントの推進について

総務委員会における協議をもとに『乳児院における「防犯対策」リスクマネジメント～日頃の防犯を振り返る際のポイント～』を作成し、第 68 回全国乳児院協議会において説明するなど、会員施設に周知した。

4. 全国乳児院協議会の企画内容の検討と実施、参加促進

(1) 「第 68 回全国乳児院協議会」の企画・運営

会 場：アスト津（三重県津市）

期 日：平成 30 年 10 月 11 日（木）～12 日（金）

参加者：265名 参加費：17,000円

テーマ：「見せよう、乳児院の機能～乳幼児と家族の総合支援センターをめざして～」

プログラム概要：

- ・ 行政説明「社会的養護の現状、改正児童福祉法及び関係施策等について」
- ・ 基調報告 平田ルリ子会長
- ・ 特別講演「地域における親子関係再構築支援と乳児院の役割」
- ・ シンポジウム「乳児院の機能強化・多機能化とは」
- ・ 説明「乳児院における防犯対策リスクマネジメントについて」

(2) 「第69回全国乳児院協議会」の準備

会場：リーガロイヤルホテル京都（京都府京都市）

期日：令和元（2019）年9月26日（木）～27日（金）

5. 平成30年度全乳協「永年勤続者表彰」（会長表彰）の実施

第68回全国乳児院協議会において、乳児院職員68名への永年勤続者表彰を実施した。

《制度対策研究活動》

1. 乳児院のさらなる機能強化に向けた検討・発信と都道府県推進計画等への対応

(1) 乳幼児の総合支援センターをめざすための機能強化に向けた検討と発信

- 「乳児院の今後のあり方検討委員会」を設置し、乳児院における乳幼児とその家族の包括的アセスメントを基盤とした各種機能や、乳児院の新たな姿たる「乳幼児総合支援センター」（仮称）の具体化などについて、平成30年12月より検討を開始した。
- 検討委員会は今年度4回開催した。なお、令和元（2019）年度にもう2回開催し、とりまとめを図る予定。

(2) 都道府県推進計画等の検討状況の注視と必要な対応

- 厚労省による平成30年7月6日付の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」等の通知発出を受け、7月に家庭福祉課と意見交換を行った。また、8月に協議員に宛てて、全乳協の考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画策定への対応について」を示し、計画策定の議論への参画等を依頼した。
- 平成30年9月、全国児童養護施設協議会および全国母子生活支援施設協議会と共同して、3種別協議会協議員に対し、都道府県社会的養育推進計画策定への対応状況

を調査した。調査結果は第 68 回全国乳児院協議会において示し、さらなる対応を促した。

2. 調査研究の実施、公表、活用促進

(1) 子どもの虹情報研修センター課題研究への協力等

子どもの虹情報研修センターが実施する課題研究「乳児院養育の可能性と課題を探る」(研究代表者：遠藤利彦氏(東京大学大学院教授)、2017～2019年度)に共同研究員2名を派遣し、乳児院共通アセスメント票の検討に参画した(研究会議は4回開催)。また、第62回全国乳児院研修会において分科会の演習で取り上げ、研修会参加者から意見を集めた。

(2) 「全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査」の実施

平成28年度調査報告書を平成30年9月に、また平成29年度調査報告書を平成31年3月に発行し、会員施設および厚労省に配布した。

(3) その他必要に応じたデータ収集と関係調査への協力

- 厚労省平成30年度先駆的ケア策定・検証調査事業「施設入所が長期化に至るケースの調査研究事業」(検討委員会は5回開催)に協議員を派遣し協力した。
- 厚労省平成30年度先駆的ケア策定・検証調査事業「フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及びフォスタリング機関職員研修カリキュラム等の策定に係る業務」(検討委員会は5回開催)の委員に乳児院職員を推薦し協力した。
- 平成28～30年度厚生労働科学研究「社会的養護における人材育成等の課題に対する研究」(研究代表者：新保幸男氏(神奈川県立保健福祉大学教授))の調査実施に協力した。

3. 政策・予算対策活動

(1) 平成31年度予算等要望の実施、翌年度予算要望の検討

- 平成30年5月16日、厚労省子ども家庭局家庭福祉課に対して平成31年度全乳協国家予算要望書を提出した。
- 「平成31年度家庭福祉対策関係予算案の概要」が示されたことを受け、平成31年1月、翌年度予算要望の検討を行うとともに、家庭福祉課と今後の予算のあり方に関する意見交換を行った。

(2) 厚労省・社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会等への参画

- 厚労省「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」(平成 30 年度は 2 回開催)に役員を派遣した。第 24 回委員会(平成 30 年 8 月 3 日開催)には意見書を提出し、都道府県社会的養育推進計画の策定に対し要望を表明した。
- 自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」を中心とする、国会議員による社会的養護施策の検討に役員が出席した。(別添一覧参照)

(3) 全社協・政策委員会、社会福祉施設等協議会連絡会等への参画

役員を派遣し、社会福祉をめぐる諸課題について他種別協議会との協議を行った。

《広報・研修活動》

1. 養育の質の向上等のための人材育成等の取り組みの強化

(1) 研修小冊子活用教材の普及による各地での研修実施の働きかけ

「初任職員・中堅職員にむけた研修小冊子」の発行時点(平成 28 年 3 月)に基づく研修小冊子活用教材を、平成 30 年 11 月、全乳協ホームページに掲載し周知した。

(2) 処遇改善に向けた社会的養護処遇改善加算への対応

広報・研修委員会において、社会的養護処遇改善加算の対象研修内容を踏まえて上級職員セミナーのプログラムを検討した。

2. 養育の質の向上等にむけた研修会の実施、および他団体研修事業との協力

(1) 「第 62 回全国乳児院研修会」の開催

会 場：甲府富士屋ホテル(山梨県甲府市)

期 日：平成 30 年 7 月 24 日(火)～26 日(木)

参加者：337 名 参加費：15,000 円

プログラム概要：

- ・ 基調報告「乳児院のこれから ～都道府県推進計画見直しに向けて～」
- ・ 講演「乳児院養育の可能性と課題を探る」
- ・ パンフレット等紹介
- ・ 実践報告・研究発表
 - 「第 43 回資生堂児童福祉海外研修報告」
 - 「乳児院の地域支援(地域貢献)」
 - 「産前・産後母子支援事業の取り組み ～乳児院の機能強化に向けて～」
- ・ 分科会
 - 「育ちが気になる子どもの養育と親子関係の再構築支援」

「乳児院におけるアセスメントの実践課題 ～乳児院共通アセスメント表の開発に向けて～」

「乳児院における早期療育のポイント」

- ・ 特別講演「乳児院における社会的養育の役割 ～愛着が生きる力＝レジリエンスを育む鍵～」

(2) 「第 63 回全国乳児院研修会」の準備

会 場：沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ（沖縄県那覇市）

期 日：令和元（2019）年7月10日（水）～12日（金）

(3) 「第7回乳児院上級職員セミナー」の開催

会 場：全社協・会議室（東京都千代田区）

期 日：平成30年11月27日（火）～29日（木）

※開催期間は、平成29年度に引き続き3日間

（従来の3日間・2日間の隔年実施を変更）

参加者：107名 参加費：20,000円

プログラム概要：

- ・ 講義「乳児院に求められる里親養育包括支援」
- ・ 講義「メンタルヘルスとリラクゼーション（身体技法）」
- ・ 講義「乳児院の管理・運営（マネージメント）」
- ・ 説明「研修小冊子活用教材による養育・支援の質の向上」
- ・ 講義・演習「上級職員に求められるチームアプローチ、スーパービジョン」
- ・ 講義「乳児院におけるアセスメントとアタッチメント形成」

(4) ファミリーソーシャルワーク研修会（全社協児童福祉部事業）の共催

会 場：TOC有明（東京都江東区）

期 日：平成31年1月21日（月）～22日（火）

参加者：467名（うち乳児院参加者103名）（定員：400名）

(5) 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会の共催

① 西日本会場

会 場：アートホテル大阪ベイタワー（大阪府大阪市）

期 日：平成30年9月13日（木）～14日（金）

参加者：245名（うち乳児院参加者27名）（定員：250名）

② 東日本会場

会 場：全社協・灘尾ホール他（東京都千代田区）

期 日：平成 30 年 12 月 13 日（木）～14 日（金）

参加者：288 名（うち乳児院参加者 45 名）（定員：250 名）

(6) 「子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム」の後援等協力

会 場：全社協・灘尾ホール（東京都千代田区）

期 日：平成 30 年 12 月 12 日（水）

参加者：159 名（うち乳児院参加者 22 名）（定員：250 名）

(7) 「子どもの虹情報研修センター」研修事業への協力

- 役員を派遣し、子どもの虹情報研修センター事業の企画・運営に協力と連携を図った。
- 同センターが実施する課題研究への参画は、制度対策研究活動 2. - (1) 参照。

3. その他、乳児院に関する広報・啓発活動

(1) 「改訂新版 乳児院養育指針」の頒布普及と活用促進

470 部を有償頒布した。なお、平成 30 年 10 月に 500 部の増刷を行った。

(2) 機関誌「乳児保育」の作成と頒布普及（全施設対象／有償頒布あり）

- 平成 30 年 12 月に No.188 を発行。乳児院の多機能化に関する寄稿・実践報告、第 62 回全国乳児院研修会の誌上報告等を取り上げた。
- 平成 31 年 3 月に No.189 を発行。乳児院の今後の展望に関する寄稿、障害のある・疑われる子どもの療育支援に関するヒアリング報告等を取り上げた。

(3) 全乳協ホームページの改修・管理運用

広報・研修委員会において、現行ホームページの課題等を検討してリニューアルを行い、平成 31 年 3 月に公開した。

(4) 「全乳協ニュース」の発行（全施設対象／随時）

乳児院をめぐる情勢の動向や全乳協の対応・取り組みなどの情報を随時発信した（計 3 号発行）。

(5) 「赤ちゃんいのち輝いて」の改訂

乳児院の実態のデータや役割を説明するリーフレットについて、直近の全乳協実態調査結果の数値等を更新し、平成30年6月に改訂した。

<全国乳児院協議会・全国乳児院研修会 開催地一覧>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
協議会 (大会)	第62回 近畿 (兵庫県) *永年勤続者表彰	第63回 東海・北陸 (愛知県) *永年勤続者表彰	第64回 中国・四国 (高知県) *永年勤続者表彰	第65回 関東・甲信越静 (新潟県) *大臣表彰 *永年勤続者表彰	第66回 九州 (宮崎県) *永年勤続者表彰	第67回 東北・北海道 (北海道) *永年勤続者表彰
研修会	第56回 九州 (鹿児島県)	第57回 関東・甲信越静 (茨城県)	第58回 東海・北陸 (石川県)	第59回 東北・北海道 (岩手県)	第60回 中国・四国 (鳥取県)	第61回 近畿 (和歌山県)
	平成30年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
協議会 (大会)	第68回 東海・北陸 (三重県) *永年勤続者表彰	第69回 近畿 (京都府) *永年勤続者表彰	第70回 関東・甲信越静 (東京都) *大臣表彰 *永年勤続者表彰	第71回 中国・四国 (香川県) *永年勤続者表彰	第72回 九州 (未定) *永年勤続者表彰	第73回 東北・北海道 (未定) *永年勤続者表彰
研修会	第62回 関東・甲信越静 (山梨県)	第63回 九州 (沖縄県)	第64回 東海・北陸 (岐阜県)	第65回 東北・北海道 (青森県)	第66回 近畿 (未定)	第67回 中国・四国 (徳島県)

<国会議員による社会的養護施策の検討への全乳協の対応一覧（平成30年度）>

	開催日	会合種別（※）	内 容	全乳協出席者
1	平成30年 4月11日	自民党議連 勉強会	・日本の国力を強める虐待防止&育児支援を目指して	平田会長
2	4月20日	自民党議連 勉強会	・自治体からのヒアリング	平田会長 横川委員長
3	5月10日	自民党議連 勉強会	・児童相談所設置で里親100%を目指す	柴崎副会長
4	5月15日	自民党議連 勉強会	・児童養護施設内での性暴力について ・海外と日本におけるフォスタリング 機関の実践について	平田会長
5	5月17日	自民党議連 勉強会	・都道府県社会的養育推進計画の策定 要領（案）について	平田会長 森下副会長
6	5月29日	自民党議連 勉強会	・児童養護施設における子ども間性暴 力等の現状と対策	柴崎副会長
7	5月30日	自民党議連 勉強会	・里親委託率75%都道府県別試算お よび里親意向調査結果	平田会長
8	6月13日	自民党議連 緊急会合	・目黒女児虐待死事件について	平田会長
9	6月22日	自民党議連 勉強会	・虐待死亡事例の検証のあり方につ いて	都留常任
10	6月29日	自民党議連 勉強会	・都道府県社会的養育推進計画の策定 要領（案）について	柴崎副会長
11	7月12日	自民党議連 勉強会	・「都道府県社会的養育推進計画の策 定要領」等の発出について ・児童相談所のあり方について	平田会長
12	8月29日	自民党議連 勉強会	・厚労省からの報告 ・警察との情報共有と児童相談所常勤 弁護士との必要性	平田会長
13	10月24日	自民党議連 勉強会	・厚労省報告 ・法務省報告 ・新しい特別養子縁組制度に望むこと	柴崎副会長
14	11月8日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・「子ども虐待による死亡事例等の検 証結果等について」報告	今田副会長
15	11月29日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・児童虐待防止対策の更なる強化	平田会長
16	11月30日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・児童ソーシャルワークと社会的養護 （養育）／虐待防止	平田会長
17	12月5日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・児童相談所の常勤弁護士：その実態 と必要性について	柴崎副会長
18	12月7日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・厚労省からの報告 ・目黒事件に関する死亡事例検証から 見えてきた問題点	柴崎副会長
19	12月13日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・子ども最前線～目黒区虐待死を防ぐ 児相と市区町村の関係への提言	平田会長
20	12月14日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・児童福祉司の国家資格化について	柴崎副会長

	開催日	会合種別（※）	内 容	全乳協出席者
21	12月21日	自民党議連 総会	・厚労省「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」での取りまとめについて	横川委員長
22	平成31年 1月25日	自民党議連 総会	・厚労省からの報告	柴崎副会長
23	1月29日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・子ども虐待対応の専門性の向上に向けて	柴崎副会長 横川委員長
24	1月30日	自民党特命委員会	・中核市の児童相談所設置の意義について	平田会長
25	2月5日	自民党議連・超党派議員の会 緊急会合	・野田市小学女子児童虐待事件について	柴崎副会長
26	2月7日	自民党議連・超党派議員の会 緊急会合	・子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して ・法務省及び厚労省より報告	平田会長
27	2月12日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・子ども虐待と脳科学—アタッチメント（愛着）の視点から—	横川委員長
28	2月14日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・奈良市における児童相談所設置の取組状況について	都留常任
29	2月15日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・中核市における児童相談所の設置について	横川委員長
30	2月20日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・児童虐待を早急に根絶するために～子ども家庭領域におけるソーシャルワークの重要性～	平田会長
31	2月22日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・虐待対応における医療機関の役割及び多機関連携	柴崎副会長
32	3月8日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・中核市等における児童相談所設置の意義と展望	柴崎副会長
33	3月20日	自民党議連・超党派議員の会 合同勉強会	・厚労省からの報告 ・豪州における児童保護に関する国家戦略と情報共有システムについて	柴崎副会長

（※）会合種別について

“自民党議連” … 自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」（会長：塩崎恭久衆議院議員）

“超党派議員の会” … 超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」

“自民党特命委員会” … 自民党「虐待等に関する特命委員会」（委員長：馳 浩衆議院議員）

《児童福祉施設関係種別協議会との協同事業》

1. 児童福祉の課題や諸制度への対応
 - ・ 児童福祉関係種別協議会会長会議への参画と協同活動
 - ・ 必要に応じた合同会議の開催等
2. 社会的養護を支える施設長、職員のための研修
 - ・ 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会の共催
 - ・ ファミリーソーシャルワーク研修会（全社協児童福祉部事業）の共催
3. 「子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム」の後援等協力

《全国社会福祉協議会との連携》

1. 全社協／理事会（総務部）
2. 全社協／政策委員会（政策企画部）
3. 全社協／福祉サービスの質の向上推進委員会（政策企画部）
4. 全社協／社会福祉施設協議会連絡会、同調査研究部会（法人振興部）
5. 全社協／植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会（児童福祉部）
6. 全社協／ファミリーソーシャルワーク研修会企画委員会（児童福祉部）
7. 全社協／社会的養護を担う児童福祉施設長研修会（児童福祉部）
8. 全社協／福祉施設長専門講座運営委員会（中央福祉学院）
9. 全社協／国際社会福祉基金委員会（国際部）
10. 全社協／退所児童等支援事業（児童福祉部）
11. 全社協／児童福祉施設の相互連携による地域を基盤とした要保護児童等への支援方策に関する研究事業（児童福祉部）

《他団体との連携》

1. 児童虐待防止対策協議会
2. 健やか親子21推進協議会
3. 社会福祉法人福利厚生センター
4. 社会福祉法人横浜博萌会／子どもの虹情報研修センター
5. 公益財団法人全国里親会
6. 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク

《厚労省関係の審議会等》

1. 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

平成 30 年 8 月 3 日

都道府県社会的養育推進計画策定への対応について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 乳 児 福 祉 協 議 会

1. 推進計画見直しの経緯

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、児童が適切な養育を受ける権利を有することや、家庭と同様の環境における養育の推進といった理念の明確化などが図られた。
- これらの理念の具体化に向け、社会的養育の在るべき姿の検討と、平成 23 年の「社会的養護の課題と将来像」の全面的な見直しを目的として、平成 28 年 7 月から厚労省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」による協議が始まったが、全乳協をはじめ施設協議会組織に対してはヒアリングのみで、検討会構成員への参画の求めはなかった。
そして、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」（以下、新ビジョン）が本検討会でとりまとめられた。新ビジョンには、就学前の施設新規入所の原則停止や、概ね 5 年以内の 3 歳未満里親委託率 75%以上などの内容が盛り込まれた。
- 平成 29 年 10 月からは、新ビジョンの具体化に向けた以下の各種委員会等が始動し、全乳協も議論の場に加わり対応してきた。
 - ・ 厚労省「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」では、都道府県計画の見直し要領等が協議されたが、平成 30 年 1 月の委員会で骨子案が示されたまま議論はいったん終了され、要領は厚労省が議論を踏まえて発出することとなった。同委員会では、別の場で検討され要領に踏まえるものとされた「一時保護ガイドライン」も案として示された。
 - ・ 厚労省「乳児院・児童養護施設の多機能化等に関するプロジェクトチーム」では、平成 30 年 3 月に、要領に盛り込むこととされた「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化の進め方」（当時資料名）の議論を終了したが、これも案のまま厚労省が預かることとなった。
 - ・ 同様に、厚労省「フォスタリング機関事業のガイドライン策定に係る調査研究検討委員会」も平成 30 年 3 月に議論が終了したが、同じく要領に盛り込む「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」は案のままとなっていた。

- ・ 一方で、自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」（以下、議連）でも、都道府県計画の見直し等の継続的な協議が行われた。
- その後、平成30年5月の議連勉強会において、厚労省による「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下、策定要領）（案）に対する議連会長・事務局長修正案が示された。新ビジョンの実現や数値目標にかかる年限の設定、施設の小規模化と地域分散化の取り扱いなどが論点とされ、引き続き厚労省案とすり合わせを行うこととされた。
また、厚労省では、全国知事会等を通じて都道府県、指定都市ほか自治体との意見交換、調整も行われた。
- そして、平成30年7月6日付で厚労省子ども家庭局長通知「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」が発出され、都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示された。また、策定要領に関連して「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」、「一時保護ガイドライン」も、同日付の通知で発出された。

2. 各都道府県における推進計画策定の議論への参画等について

- 策定要領を受けて、2019年度末までの新たな計画策定に向け今年度からの着手が見込まれる、都道府県社会的養育推進計画（以下、推進計画）策定の議論に、協議員を中心とした都道府県内の乳児院等の連携のもとで参画、積極的な関与をいただきたい。
- 各都道府県の議論が、以下の全乳協の考え方を踏まえ、都道府県内の乳児院の実態が十分に考慮された推進計画となるよう、尽力いただきたい。
その際、乳児院に「高機能化」「多機能化」といったスローガンのもと、これまで以上の重要な役割が期待されていることを十分留意し、フォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援の強化や、市区町村と連携した在宅支援、特定妊婦支援など、従来の枠にとらわれない新たな乳幼児・家庭支援の機能・取り組みに積極的に着手いただきたい。
- 策定要領では各都道府県に対して、代替養育を必要とする児童数、またそのうち里親等委託を必要とする児童数の見込みの算出を求めており、その推計方法の例を挙げている。
推進計画策定の議論に際して、まず、この推計方法の例に自身の都道府県の統計数値を当てはめ児童数の見込みを算出いただきたい。
そして、その算出された数値を基本に、都道府県での議論が進められる危険性があることを認識いただきたい。
- また、都道府県行政との議論にはとりわけエビデンスに基づく意見が重要となる。
都道府県内の乳児院の相互了解のもと全乳協実施の「全国乳児院入所状況実態調査・充足

状況調査」のデータを共有いただきエビデンスとして活用いただくなど、対応いただきたい。

※ 平成30年2月に実施した直近平成28年度の「全国乳児院入所状況実態調査・充足状況調査」の結果報告書は、8月中に全乳児院に送付予定。

○ 県内1か所のみ乳児院は、各ブロック協議会の会長等との相談のもと対応いただきたい。

また、各都道府県での議論の状況は、各ブロック協議会の会長等と随時共有をいただきたい。

3. 全乳協の基本的な考え方

○ 改正児童福祉法により理念が明確化された、児童が適切な養育を受けること等の保障は、すべての児童に適用されるべきである。

○ 乳児院は、親子関係再構築の取り組みのもと約半数の乳幼児を家庭復帰につなげており、里親支援等も含め、家庭養育を推進するファミリーソーシャルワークに取り組んでいる。

○ 児童福祉施策の具体化には、乳児院現場で日々向き合う乳幼児・家庭の実態が踏まえられ、またそのニーズに対応するための体制や多様な選択肢が整えられるべきである。

そうしたことが十分になされず、新ビジョンで提言された数値目標にむやみに向かったり、期限を一律に運用したりすることはあってはならない。

○ 乳児院の「多機能化」として求められる機能の多くは、これまでも乳児院がフォーマル・インフォーマルに取り組んできたものであり、そのことをあらためて示すとともにさらなる充実を図ることが必要である。

○ 乳児院の機能の充実には、増加の一途をたどる被虐待児や病虚弱児をはじめいかなる状態像の乳幼児も受け入れ、多職種の連携による専門的な養育や家庭養育等に向けたアセスメントを行い、地域子育て支援機能等のバックアップも担う本体施設の基盤強化が不可欠であり、前提となる。

本体施設の強化があつてこそ、地域の子育て支援機能等を推進する「多機能化」を図ることができるものであり、本体機能から「多機能化」に「機能転換」するという考え方はとっていない。

※ その他、全乳協の基本的な考え方は、平成29年度全乳協事業報告に全乳協が厚労省各種委員会等に提出した意見書等を添付しているため、全乳協ホームページから参照いただきたい。

全国乳児福祉協議会ホームページ URL <http://www.nyujiin.gr.jp/>

(画面左側メニューより「全国乳児福祉協議会とは」のページに平成 29 年度事業報告を掲載)

4. 策定要領に関する全乳協の考え方

※以下、囲み内は策定要領からの抜粋

【P.1】(前文)

各都道府県においては、この要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2018 年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019 年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

【P.22～】

4. 項目ごとの策定要領

(11) 留意事項

- ・ (前略) なお、計画の策定を待つことなく、2018 年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等
- について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。

⇒ 推進計画の策定期限は当初予定から 1 年延びて 2019 年度末までとなったが、フォスタリング機関の検討や、施設の高機能化、小規模かつ地域分散化の検討など、乳児院の今後に大きく影響するテーマは、計画策定に先立ち今年度から速やかに取り組む事項として例示されている。

今回の策定要領の発出に先立ち既に推進計画の議論を始めている都道府県、また発出後速やかに議論を始める段取りを進めている都道府県もあると聞いている。都道府県内の乳児院等の連携のもとでスピード感をもった対応をお願いしたい。

【P. 2】

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）施行前の平成 11 年度に比べ、平成 28 年度には約 10.5 倍に増加しているのに比して、里親等に委託された子どもや、児童養護施設等に入所措置された子どもの数はほぼ横ばいであり、代替養育の受け皿は伸びてこなかった。

⇒ 虐待相談件数の著しい増加に対し、乳児院・児童養護施設・里親等の代替養育の受け皿はここ 10 年間、36,000 人程度で横ばいとなっており、社会的養育全般の予算・施策の拡充が必要である。

【P. 3】

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ （前略）「里親委託ガイドライン」の改正（平成 29 年 3 月 31 日付）においても、施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があるとした。また、施設入所の理由として、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合については、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも 3 年以内には移行すべきである」とし、「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。

⇒ 「里親委託ガイドライン」に施設からの移行期限が示されている一方で、「フォスターリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」では、子どもと里親家庭のマッチングは極めて重要な要素であり熟慮のための期間の確保が必要と示されており、全乳協としても移行期間は一律に制限せず十分に確保させるべきと考える。

【P. 3】

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ (前略) 抜本改正された平成 28 年改正児童福祉法に基づく市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所の体制強化により、「新しい社会的養育ビジョン」でも指摘されているように、代替養育が必要な子どもの数は増加する可能性があることに留意が必要である。このため、委託可能な里親数の増加が必要であることはもとより、ケアニーズの高い子どもに対して、より短期間のうちに集中的に専門的なケアを提供する施設の重要性はむしろ増大することがあり得る。

⇒ 各都道府県における試算でも、代替養育が必要な子どもの数の今後の推移がどのように捉えられているか、留意が必要である。

【P. 5】

2. 基本的考え方

- ・ (前略) 家庭では困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずる。ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合することもあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には 4 人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう（概ね 4 単位程度まで）にしていくことが求められており、厚生労働省としては、2019 年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていく。

⇒ 乳幼児に専門職の協働による養育を行う乳児院は、基本的に小規模かつ地域分散化の例外であると考えられる。将来的な 4 人×4 単位について、厚労省は財源確保の前提、また地域のニーズを考慮のうえで、乳児院にもこの方向性が目指されるべきと説明しているが、この小規模化の実現のためには、とくに夜間帯をはじめとした職員配置の抜本的な改善が不可欠となる。

国の予算確保の状況を見つつ、各乳児院の子どもの状態や支援体制の実態を示し、都道府県行政と議論、対応が必要。

【P. 6】

2. 基本的考え方

- ・ 国においては、「概ね 7 年以内（3 歳未満は概ね 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率 75%以上」、「概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。

⇒ 新ビジョンによる「概ね 7 年以内の里親等委託率 75%以上」等が国の目標とされたが、これらの数字は、都道府県における数値目標と達成期限の設定にあたってはあくまで「念頭に置く」ものとされている。

各都道府県の議論では、里親委託推進等の方向性は念頭に置いたうえで、乳児院を必要とする子どもと家族の実情に基づきご対応いただきたい。

【P. 10】

4. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ （前略）計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、2017 年度に行われた中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に係る内容（市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等）を踏まえるとともに、更なる市区町村における子ども家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして（中略）策定すること。

⇒ 乳児院では従来、都道府県・児童相談所との関係が中心であるところが多いが、今後は市区町村の地域子育て支援に積極的に取り組むことが重要となる。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）やショートステイ、児童家庭支援センター等、市区町村事業への取り組みを強化いただきたい。

⇒ 自身の市区町村及び都道府県の既存の「子ども・子育て支援事業計画」に、支援事業量がどのように見込まれているのかなど、あらためて内容を確認いただきたい。

4. 項目ごとの策定要領

【P.11～】

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

【P.15～】

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

【P.17～】

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

⇒ 推進計画策定の議論に際してはまず、それぞれの見込みにかかる推計方法の例に自身の都道府県の統計数値を当てはめ児童数の見込みを算出いただきたい。

そして、その算出された数値を基本に、都道府県での議論が進められる危険性があることを認識いただきたい。(再掲)

【P.14～】

4. 項目ごとの策定要領

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

⇒ 「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」において、乳児院は民間フォスタリング機関の有力な担い手として期待されており、積極的な取り組みをいただきたい。

なお、「乳児院による里親支援の可能性に関する調査研究 報告書」では、自治体が乳児院の養育技術の専門性等を評価するなかで、乳児院への里親支援事業の委託にまだ積極的でない姿勢もうかがえた。各都道府県の議論では、自治体の意識が薄い、乳児院が他機関との連携により支援体制を構築できること、親子関係再構築支援の専門性等について、実態に基づき都道府県に意見いただきたい。

【P.17～】

4. 項目ごとの策定要領

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

⇒ 乳児院の「多機能化」として求められる機能の多くは、これまでも乳児院がフォーマル・インフォーマルに取り組んできたものであり、そのことをあらためて示すとともにさらなる充実を図ることが必要。

⇒ 乳児院の機能の充実には、増加の一途をたどる被虐待児や病虚弱児をはじめいかなる状態像の乳幼児も受け入れ、多職種連携による専門的な養育や家庭養育等に向けたアセスメントを行い、地域子育て支援機能等のバックアップも担う本体施設の基盤強化が不可欠であり、前提となる。

本体施設の強化があつてこそ、地域の子育て支援機能等を推進する「多機能化」を図ることができる。つまり多機能化を図るためには乳児院全体の『強化』が必要であり、本体施設がもつ機能を縮小させ、バックアップ体制をもたずに単なる機能分散・機能付加をするに等しい「多機能化」に乳児院を『転換』するという考え方はとっていない。(以上、再掲)

⇒ 乳幼児に専門職の協働による養育を行う乳児院の小規模化の実現のためには、とくに夜間帯をはじめとした職員配置の抜本的な改善が不可欠となる。(再掲)

【P.19～】

4. 項目ごとの策定要領

(8) 一時保護改革に向けた取組

⇒ 乳幼児の一時保護の多くを乳児院が受託しており、乳児院において近年、一時保護児数が措置入所児数を上回るなかで、「一時保護ガイドライン」の検討において乳児院への委託一時保護は十分に議論されなかった。

全乳協では、一時保護児の生命のリスク等を踏まえた夜勤体制の強化や、そもそも一時保護にかかる第一義的な責任は児童相談所にあることを念頭に委託前健診を児童相談所に義務付けることなどを要望しているが、各都道府県での議論においても乳児院の一時保護の実態を理解いただく必要がある。

平成30年8月3日
社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
委員 森下 宣明

都道府県社会的養育推進計画の策定に向けて

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国乳児福祉協議会
会長 平田 ルリ子

1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領の丁寧な説明と、実態に即した計画策定について
 - 今般の策定要領の趣旨等が都道府県に適切に理解されるよう、国がその責任のもとに丁寧かつ継続的な説明を図られたい。
 - とくに、里親委託など代替養育を必要とする要保護児童数の見込みにあたっては、数値目標や達成期限ありきとすることなく、都道府県下の要保護児童の実態に即し、子どもが不利益を被ることがないように計画化を図ることを適切に説明していただきたい。
2. 幅広い児童福祉等関係者の参画による計画策定の議論について
 - 各都道府県における計画策定の議論は、行政、児童相談所、医療、司法、児童福祉等、幅広い関係者の参画のもとで行うことを徹底いただきたい。
 - 乳児院等を必要とする乳幼児や家族のニーズ・実態が推進計画に反映されるよう、乳児院関係者の議論への参画を必ず実現されたい。
3. 「骨太の方針 2018」の社会的養育の推進にかかる予算確保と工程表の提示について
 - 乳児院等の高機能化や小規模化には、職員配置の抜本的な拡充が不可欠である。「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針）に示された社会的養育の推進の実現のために、必要な予算確保を図られたい。
 - 都道府県は、2019年度予算をはじめ、国の予算確保の状況を踏まえて計画策定を検討することが想定される。そのため、少なくとも2019年度予算案が示される本年末には、施設の高機能化やフォスタリング機関の整備などをどのように具体的に進めるのか、今後の社会的養育の推進にかかる工程表を提示されたい。

乳児院における「防犯対策」リスクマネジメント ～日頃の防犯を振り返る際のポイント～

平成30年10月12日
全国乳児福祉協議会 総務委員会

乳児院で生活している乳幼児（以下、「乳幼児」と記載）は自分自身で生命と安全・安心を獲得することはできません。乳幼児の安全・安心を守るために、各施設は地域や関係機関と連携し防犯に取り組むことが求められます。

地域と一体となった開かれた乳児院になることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた乳児院になることの両立を図る上では、施設の定員規模やユニット・小規模グループケア等の態様を問わず、その状況に応じて日頃から、設備の整備・点検、職員研修など乳児院として必要な取り組みに努めることはもちろん、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことが重要です。

1. 地域と一体となった開かれた乳児院になることと、防犯に係る安全確保がなされた乳児院になることの両立を図るためには、防犯設備による補完・強化はもとより、日頃からボランティア、地域住民、関係機関・団体と顔の見える関係づくりをして、乳児院の存在を知ってもらうことが重要です。その為、施設開放など地域の関係者との交流など諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが大事になります。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例：不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）の検討が必要です。
所管の都道府県・市町村、警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体との連携体制の構築（定期的な意見交換の場の設定、防犯に係る研修会・勉強会の実施）により、安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮しましょう。
3. 不審者の侵入により乳幼児に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合を想定し、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急の対応について確認しておくなど安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時の関係機関等への連絡や、必要に応じた速やかな職員派遣要請など、乳児院における防犯に係る安全確保ができる体制の構築に努めましょう。
4. 【別添】「乳児院における点検項目」については、施設規模や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、点検項目を作成し、職員等に周知・研修することが重要です。

なお、平成30年7月に発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においては、施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画策定が求められています。ただし、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合は、小規模かつ地域分散化の例外として生活単位が集合することもあり得るとされており、乳児院は基本的にこの例外に当たると考えられます。しかし、将来的には乳児院にも小規模かつ地域分散化の方向性が求められることが見込まれます。

その実現のためには、とくに夜間帯をはじめとした職員配置の抜本的な改善が不可欠です。加えて、小規模かつ地域分散化された各施設における乳幼児の安全・安心を確保するためにどのような防犯対策を施すかも大変重要なポイントとなります。

こうした点にも留意の上、乳児院のみなさまには、本資料を参考に、あらためて各施設における防犯対策を再点検いただき、施設の形態や地域との連携・地域性を考慮した防犯対策の構築に努めていただくようお願いします。

平成29年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策に関する調査研究事業」報告書が平成30年3月、株式会社インターリスク総研によって作成されました。本資料はその参考資料である厚生労働省平成28年9月15日付の「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参考に、施設を乳児院に置き換え一部加筆修正したものです。

なお、同報告書中の「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」には「防犯に係る取組みチェックリスト（日常の安全管理、緊急時の対応）」、「不審者侵入への緊急対応フロー」が掲載されていますので、ご参照ください。

（参考）[インターリスク総研] 調査研究実績

<https://www.irric.co.jp/reason/research/>

⇒平成29年度厚生労働省社会福祉推進事業 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策に関する調査研究事業

・報告書ダウンロード（PDF）

https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_report.pdf

・ハンドブックダウンロード（PDF）

https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

【別添】

乳児院における点検項目

1 日常の対応

(1) 施設の所内体制と職員の共通理解

- 乳幼児の安全や職員の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げ、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者の指定など、職員の役割分担を明確にした協力体制の下、安全確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。
- 保護者を含め外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、玄関や各出入口等の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、鍵を内側からしか開けられなくしたりといった工夫をしているか。
- 職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか（保護者関係、業者関係などの来訪者証やリボンをつけてもらう等）。
- 来訪者に「職員が受け付けていますか？」などといった声かけをするルールとして実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、必ず夜間勤務職員が確認できるようになっているか。
- 昼夜を問わず来訪者の予定について、職員間で情報の共有・確認ができているか。
- 職員等に危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練を実施しているか。
- 施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に乳幼児に可能な限り不安を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 所管課、児童相談所、警察等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会などの地域団体と日常から連携を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書等を配布・掲示するなど施設内で周知徹底しているか。

(3) 乳児院と保護者家族（里親含む）の取組み

- 家族に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外（外出・外泊等）における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、保護者家族でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体所管課や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 施設規模や態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・事務管理室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内や玄関出入口に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
 - <例>
 - ・ 玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。
 - ・ 窓ガラス全面にウインドウフィルムを貼り付ける。
 - ・ 防犯性の高い建物部品（ドア、錠、サッシシャッター等）に交換する。
 - ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）
 - <例>
 - ・ 道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。
 - ・ 敷地や建物への出入口を限定する。
 - ④ 監視性の確保（建物や街灯からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）
 - <例>
 - ・ 夜間等、人の動きを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。
 - ・ 植木等を剪定し、建物の内外から建物外周敷地内が見通せる環境にする。
 - ・ 防犯カメラ（人の動きに反応感知するカメラも開発されている）を設置する。
- 門扉や囲い、街灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎月点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例：電源設備など）への施錠その他の厳重な管理とその施錠等管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を

随時変更するなど、元職員や元保護者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保、保護者（里親含む）の来所及び乳幼児の帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、乳幼児・保護者家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、乳幼児・保護者家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ乳幼児とその保護者家族等に周知しているか。
- 乳幼児に係る緊急連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保し、乳幼児とその保護者家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、乳幼児の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。
- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配布して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや乳幼児の保護者家族等からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ 乳幼児の年齢や心身の状態に応じて、また、その保護者家族等に対して情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 乳幼児の安全確保のため、その保護者家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・ 乳幼児に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認められる場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置など、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、乳幼児等への避難誘導等

- 施設内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、乳幼児に危害を加える具体的なおそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、乳幼児の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても速やかに連絡する。
 - ・ 事前に整理した緊急連絡網や合言葉などを活用して、乳幼児を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
 - ・ 不審者に対し乳幼児から離れた場所に移動を求める、直ちに乳幼児を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなど、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
 - ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
 - ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。